

香川地域森林計画の変更について

1 香川地域森林計画の位置付け

香川地域森林計画は、下図（森林計画制度の体系図）のとおり、政府が定める森林・林業基本計画、農林水産大臣がたてる全国森林計画に即して樹立するものであり、県の森林関連施策の方向や伐採・造林の目標等を示すとともに、市町が定める森林整備計画の指針となるものである。

< 政府 >

森林・林業基本計画【R3.6月策定】
森林・林業基本法第11条
長期的かつ総合的な政策の方向・目標



< 農林水産大臣 >

全国森林計画【R5.10月策定】
森林法第4条（5年ごと15年計画）【R6.4.1~R21.3.31】
国の森林整備及び保全の方向 地域森林計画等の指針



（民有林）
< 都道府県知事 >

地域森林計画
森林法第5条（5年ごと10年計画）【R3.4.1~R13.3.31】
都道府県の森林関連施策の方向 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等 市町村森林整備計画の指針

（国有林）
< 森林管理局長 >

地域別の森林計画
森林法第7条の2【R3.4.1~R13.3.31】
国有林の森林整備、保全の方向 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等



< 市町村 >

市町村森林整備計画
森林法第10条の5（5年ごと10年計画）【R3.4.1~R13.3.31】
市町村が講ずる森林関連施策の方向 森林所有者等が行う伐採、造林、森林保護等の規範



< 森林所有者等 >

森林経営計画
森林法第11条（5年計画）
森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う森林について、自発的に作成する具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画

2 香川地域森林計画の変更理由

香川地域森林計画は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間を計画期間として樹立している。

令和5年10月に全国森林計画が策定されたことに伴い、香川地域森林計画の記載内容と計画量を変更するとともに、本年度の調査により計画対象森林区域の面積等に変更が生じたため、併せて見直しを行うものである。

3 香川地域森林計画（変更）の概要

(1) 全国森林計画の策定に伴う変更

ア 以下の項目に関する記載内容の修正

項 目	変更内容
第2の1 (1) 森林の整備及び保全の目標	・花粉症発生源対策の加速化について追記 ・航空レーザ測量や森林GISの活用について追記
第3の2 (1) 人工造林に関する指針	花粉症発生源対策の加速化について追記
第3の6 (3) ア 林業従事者の養成・確保	林業従事者の確保に関する内容を追記
第3の6 (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づいた内容を追記
第3の7 その他必要な事項	花粉症発生源対策の加速化について追記
第4の1 (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	太陽光発電設備に関する事項、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関する内容を追記

(2) 計画区域面積等の変更

本年度の調査の結果に基づき、地域森林計画の対象となる民有林の区域面積、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林（土砂崩壊防備、土砂流出防備、水源かん養の保安林、保安施設地区、砂防指定地及び急傾斜崩壊危険地区内の森林）の区域面積を見直す。

区 分	変更計画案	現行計画	増 減
地域森林計画対象民有林面積	79,256 ha	79,252 ha	4 ha
樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の面積	20,267 ha	20,170 ha	97 ha

(3) 計画量の変更

全国森林計画の変更等に伴い、造林、林道、治山事業に関する計画量を変更する。

区 分	変更計画案	現行計画	増 減
主伐材積	140 千 m ³	110 千 m ³	30 千 m ³
間伐材積	120 千 m ³	150 千 m ³	▲30 千 m ³
間伐面積	2,300 ha	3,000 ha	▲700 ha
人工造林の面積	1,150 ha	950 ha	200 ha
保安林の面積（総数）	19,600 ha	19,500 ha	100 ha
保安施設地区として指定することを相当とする土地の面積	9.0ha	9.2 ha	▲0.2 ha
実施すべき治山事業の施行地区数	90 箇所	92 箇所	▲2 箇所

(4) その他の変更

「森林計画区の概況」について、社会経済的背景や森林・林業の動向等を時点修正する。